



社福ファミーユ高知事件 その7

第3 争点に対する判断の認定事実のつぎ

被告Y2は、平成30年5月中旬、被告法人に対し、21名の職員からヒアリング等を行った結果を記載した第1回目の調査報告書を提出した。H理事長は、被告Y2による調査報告書を受け、原告が施設管理者として不適任であると判断し、同月24日、理事長室において、理事会で使用する予定の資料の確認を行っていた際、原告に対し、理事会開催前の配置転換や自主退職を提案した。その際、H理事長は、「理事長からの信頼を失ったらどうせないかん?」「辞表を書いてください。」等と言ったり、指を折って月数を数える動作をしながら「引継ぎもあるから6、7、8末で。」等と言ったりした。原告は、H理事長からの配置転換や自主退職の提案を断った。U H理事長は、平成30年5月28日に開催された被告法人の平成30年第1回理事会において、原告を被告法人の理事及び本件センターのセンター長から解任する旨の議案を提出した。H理事長は、出席した理事らに対し、①原告による複数職員に対するパワーハラスメントが確認されたこと、②原告にはその認識がないこと、③原告に対して自主退職を勧めたが拒否されたため本議案提出に至ったこと等を説明した。出席した理事からは、①退職者に対するヒアリング及び第三者委員会の意見等が必要であること、②辞職解任ではなく降格や人事異動等の選択肢も検討すべきこと、③経緯・証拠等を文書で提示すべきこと、④問題点・改善点ははっきりさせるため継続審議が必要であること等の意見が出され、協議の結果、これらの議案は継続審議となった。

エ 被告Y2は、第1回目の調査報告書作成後も調査を続け、平成30年6月9日午後9時頃、原告のパワーハラスメントに関して理事会に提出するための資料（以下「本件レポート」という。）を完成させた。被告Y2は、その記載内容が評議員会等で公になった場合、原告が今後福祉の世界で働けなくなる可能性がある等と考え、同日午後10時頃、原告の携帯電話へ架電し、原告に対し、原告のパワーハラスメントに関する本件レポートを作成しているのが公になれば原告は今後福祉の世界で働けなくなる、もし原告が自覚のないまま次々と職員を追い詰めているとすれば病氣としか思えないためカウンセリングが必要だと思ふ等の考えを伝えた。

被告Y2は、平成30年6月10日、H理事長に対し、本件レポートを評議員会等に提出することを回避すべく、被告Y2、原告及びH理事長の3人で話し合う時間を作ってほしいと依頼した。H理事長はこれを了承し、同日午後4時以降に面談を設定しようとしたが、原告に連絡が取れなかった。そのため、被告Y2は、同日午後1時頃、急遽原告方を訪問し、原告に対し、見抜けなかった被告Y2らも悪いが原告に高次脳機能障害があると思われること、記憶障害があるため一度検査をした方が良く、と思っており、みんながそう言っていること等と言った。オ H理事長は、平成30年6月11日、J管理棟9階理事長室において、原告に対し、翌日に開催される理事会で配付する予定であった原告のパワーハラスメントに関する資料を交付した上、資料を書いたのを読んでもらい、分からないことや違うことがあったら言ってくれて構わない旨告げた。原告は、当該資料に対する反論の期限を尋ねたところ、H理事長は、金曜日が締め切りである旨告げ、反論があるのかと尋ねた。原告は、ゆっくり読んで反論させてもらう旨答えた。また、H理事長は、原告とのやり取りの際、原告に対し、「どうしても（辞表を）書かんと言うんか?」等と言った。

カ 被告法人は、平成30年6月12日、評議員会を開催した。H理事長は、出席者に対し、原告のパワーハラスメントに関する資料を配付した上、原告の解任について、①H理事長から原告に対して退職勧奨をしたこと、②原告は退職勧奨を拒否していること、③メンタル面に支障をきたしたスタッフが5名いること、④退職者からの証言文書、被告Y2と原告とのやり取り、本件センター職員21名の証言が報告されていること等を報告した。出席した理事や評議員からは、第三者委員会による調査を実施し、その結論を理事会で慎重に審議すべきといった意見が述べられた。

キ 原告は、平成30年6月15日、H理事長に対し、パワーハラスメント行為を全面的に否定する内容が記載された「調査報告につきまして」と題する書面を提出した。H理事長は、自身の判断及び本件事前調査と、原告の認識とが相違していることを認識したため、理事会や評議員会で出された意見や、原告に対する懲戒解雇を適法に行うため、外部の調査委員会を立ち上げ、原告のパワーハラスメント行為に関する調査の実施を決定した。

（次号につづく）